

訴 状

平成28年7月13日

大阪地方裁判所 御中

損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

《原告住所・送達場所》

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725-54-2626

FAX 020-4669-6920

被告 和泉市長 辻 宏康

〒594-8501 大阪府和泉市府中町2丁目7番5号

電話 0725-41-1551

FAX 0725-45-9352

訴訟物の価格 算定不能

印紙額 金1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告和泉市長は、一般社団法人和泉市医師会(以下和泉市医師会)に対し
4,021,391円及びこれに対する訴状送達の日(翌日)から支払い済みまで年5分の割合による金員の請求をせよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、和泉市の住民である。
- 2 被告辻宏康は、和泉市長である。
- 3 請求の相手方(和泉市医師会)は和泉市より予防接種業務を受託している一般社団法人である。

第2 事案の概要

市は和泉市医師会と予防接種業務委託契約を締結し、和泉市医師会に予防接種を委託しており、契約で定めた予防接種委託料を支出している。この委託料は一つのワクチンを単独で接種する時の単価であるが、複数のワクチンを同時に接種する場合も同一の単価が適用されている。この単価の中には本来1回限りしか認められない初診料や乳幼児加算料が含まれており、これらは重複支出で違法な支出である。

第3 違法性について

和泉市と和泉市医師会との契約書によれば、予防接種の委託料(以下本件委託料)が予防接種の種類ごとに決められている。(甲1 事実証明第1号) その中には本件で問題とされる初診料と乳幼児加算が含まれている。(甲1 事実証明第2号)

この委託料は予防接種を単独で接種する場合について定められたものであるが、数種の予防接種を一度に行うときもそれぞれの単価が委託料として医師会に支払われている。

保医発0305第1号(平成24年3月5日)厚生労働省保険局医療課長によれば、初診料は同一の保険医療機関において2以上の傷病に罹っている患者について、それぞれの傷病につき同時に初診又は再診を行った場合においても、初診料又は再診料は1回に限り算定するものである。とされている。

本件委託料は、自由診療で保険診療ではないから、上記の通達が直接適用されるものではないが、基本的な考え方は同じであり、本件委託料の初診料の単価も保険医療の単価と同じ金額となっている。

そうすると本件委託料の初診料は、複数の予防接種を同時に行ったとしても、1回限りで良いこととなり、初診料を重複支出することは、過大な委託料を支出している事となる。乳幼児加算も同様である。仮に同時接種に伴い単独接種の医療行為に含まれない医療行為があったとしても、その手間の増加が初診料等の重複支出が必要な程度も存在するとは到底考えられない。

このような問題をいち早く解消するため、当市の近隣市である堺市及び岸和田市では、単独接種の委託料と重複接種の委託料を別に定めていることから、本件重複支給が違法・不当であることの証左であり、改善することに何ら問題はない。(甲1 事実証明第5,6号)

第4 和泉市の損害

和泉市議会平成27年第3回定例会会議録(甲1 事実証明第4号)によると、平成27年7月分の予防接種の同時接種回数は、2種同時接種が475件、3種同時接種が255件、4種同時接種が18件、5種同時接種が1件となっており、これに伴う初診料の重複支出は3,176,561円、乳幼児加算が844,830円で合計4,021,391円であり、これが和泉市の損害となる。

同時接種 (a)	同時接種件数 (b)	重複支給件数 $c=(a-1)*b$	初診料 d	乳幼児加 算 e	重複加算 計 f=d+e	重複加算額 c*f*1.08
2	475	475	2,820	750	3,570	1,831,410
3	255	510	2,820	750	3,570	1,966,356
4	18	54	2,820	750	3,570	208,202
5	1	4	2,820	750	3,570	15,422
合計	749					4,021,391

第5 監査請求

原告は平成28年4月18日付けで、和泉市監査委員に対し地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求を行い(甲1及び甲2)、平成28年6月17日付けで和泉市監査委員より、請求に理由が無いとの通知を受けた。(甲第3号証)

第6 結論

以上、被告和泉市長に対し、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき和泉市医師会に対し損害賠償を請求する事を求める。

以上

証拠方法

証拠説明書(平成28年7月13日付け)による